われの子弟が多数働らいている。従つてこの問題の従業者によつて組合が組織されることは、単に組織強化の面のみでなく、その労働条件を向上させることによつて全体的な労働者の地位の安定、向上に役立つものである。

今年はこの懸案事項の解決に努力し、三十三年の第二十九回のメーデーには、地評加盟の組合として参加できるようにしたい。

三、天草炭鉱の炭労加入について

三十二年度九州炭労の方針に基き、政治局の協力を得て、資料、情報、人員の交流を行い、炭労加入の基礎条件を強化する。

四、炭地共対策について

第一〇回九州炭労大会では従来の地区指導委員会を更に強化して、中小支部の組織対策、斗争指導を行うため、新たに炭労地域共斗委員会の組織を作ることになつた。三池が参加する地共は、大牟田、福岡、柏屋地区の六支部に亘るので、九州炭労と充分連絡をとりながら統一斗争の推進に努力する。

五、農村対策について

政治局、通勤者組織を中心に農村における協力者の養成に努めるが従来実施してきたニュースカーによる映画上映など文化、娯楽を通じての交歓も併せ行つて親睦と相互理解を深める。

六、選挙闘争の推進について

地方選挙を明後年に控え、既に今期からその前段闘争としての対策を講ずるが、そのために特に職会闘争と日常活動を通じ組織外の地盤確保に努める。

七、法律相談所の開設について

諸種の法律問題について政治局と連絡をとりつつ教導する。

なお九州炭労護師団その他の協力を得て月一回乃至三回の法律相談所を設ける。

職場分会、職場委員会運営指針

職場闘争

最近の労使関係はいわゆる総資本と総労働の闘いとして、いちじるしく組織的な闘いの姿をあきらかにしてきた。即ちいかなる闘いも各職場、各地域、各産業の統一闘争が必要であることは云うまでもないが、このような統一闘争を強化するためには先づ闘いが皆と理解され皆の意見として支持されることが肝要である。従つて過去幾多の体験の中から強い反省として現われてきた幹部闘争から大衆闘争への必然的転換がいわゆる職場闘争の重視である。

然しながらこの職場闘争への重点の移行を日経連を中心とした資本家陣営は「労働組合運動が経済闘争の域を脱して社会変革への方向をたどりつつあり、しかもそれが職場闘争として根を下し始めた」と云う意味で「闘争の質の変化」とみ、重大な関心を払うようになつたことを併せて注意しなければならない。

即ち労働条件に関する要求が資本の許容する経済闘争のみに終る間はむしろ資本家は組合の組織を温存する立場をとる場合もあるが、闘争の性格が職制支配を排除し押取機構の本質にふれる場合は明確にこれを弾圧し、抹殺する政策をとるものである。最近の職場闘争に関し重大な決意と準備をして圧力を加えている現実は、職場闘争の本質をわれわれだけでなく敵が重視していることを証明するものである。

このような組織活動の基礎としての職場闘争に関しその性格、任務をわれわれは立体的闘争として次の様に理解する。

（労働条件の維持）

1、敵階級が職場の民主化を抑圧し、収奪政策を具体的に行つているところが職場である。この重要的に対決している会社の権力が常に条件の引き下げや、労働強化を策していることを認識して現状の維持と向上のために闘うのが職場闘争の第一段階である。

（職制支配の排除）

2、闘いの要素は要求としての政策的面と、敵階級の支配政策と対決して組織を防衛する闘いとに大別されるが、職場要求はもとより組合のあらゆる要求を解決する能力を持つか否かは、職制の支配を許すか否かにより左右されることに注目せねばならない。

（権利の自覚）

3、組合員の一人一人は幾多の不平不満を持つているが、その諸要素につき職場で充分討議し、この中から大衆の要求として闘いを組織することが重要な任務の一つである。何故ならば資本家の巧みな宣伝や個人々々に対する懐柔工作はわれわれの不満を組織する前に骨抜きにする働きを持つ。要は組合員各人の権利意識の自覚であるが、このような闘いは先づ職場委員会を中心に職制との交渉からはじまる。

（経営の監視と生産の主導権）

4、われわれの要求は狭義の労働条件を向上させる闘いと労働者が働くための環境・人事・経営などを含む広義の諸条件に大別されこれらを通じて生産の主導権をわれわれの手に握ることであるがこれら経営機能の本質に関連ある事項については職場という組合の末端機構が、ぢかに総資本と対決するような結果になることもあり得るので執行部と緊密なる連携のもとに闘いが進められなければならない。

以上を図表にしてみれば次のようになる。

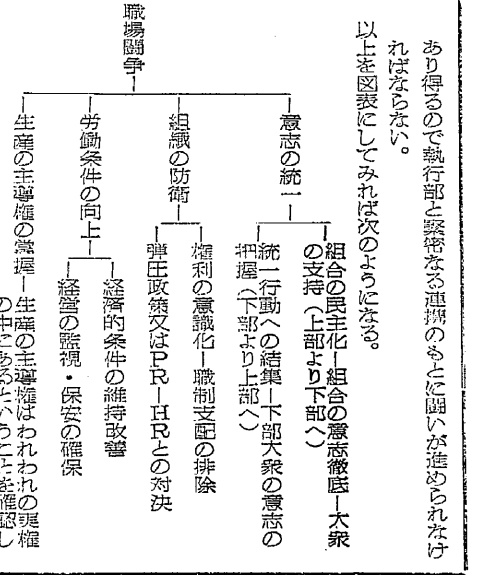

職場委員会

前に述べたような職場闘争を推進するために、分会の意志集約を徹底し統一行動の指導的任務を果す機構として職場委員会を編成する

1、性格

イ、職場委員会は決議する機関ではない。但し、職場会議から附託された場合はこの限りでない。

ロ、職場委員会はその職場に関する事項の推進機関である。

2、任務

イ、機関決定の諸事項を所属組合員に説明して大衆の意見とすると共に下部からの大衆の意見を上部機関に伝えて組織の団結を図る。

ロ、職場要求を積極的に取り上げ職制支配を排除して職場の民主化をはかり、生産の主導権を確立するための連繋と技術的研究を行う。

3、構成

イ、職場委員会の構成は職場分会長、中央委員、代議員、職場委員を以つて構成する。

ロ、職場委員は職場の環境、人員配置状況等を斟案し、原則として十名につき一名程度とする。

4、運営

イ、職場委員会は職場分会長必要に応じこれを招集し、その議長の任にあたる。

ロ、会議の運営は支部会議に準ずる。

※今後はこの活動方針の型で組合から発行する教宣テキスト、調査資料その他の印刷物を発行しますので、○印に孔をあけとじて大切に保存下さい。